

**令和8年度やまがた保育士・保育の仕事の魅力発信事業実施業務
委託仕様書（企画提案用）**

1 委託業務名

令和8年度やまがた保育士・保育の仕事の魅力発信事業実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 業務の目的

将来の職業選択を考える中高生やその保護者を中心に、広く社会全体に向け、山形県で保育士として働く魅力について発信することで、保育士として働くことのやりがいや楽しさ、社会的な意義を浸透させるとともに理解の促進・イメージ向上を図り、本県の次代の保育士確保に資することを目的とする。

4 業務内容

（1）業務の目的を達成する事業の実施

- ・山形県で保育士として働く魅力、保育士という職業のやりがい、社会的意義などが参加者に分かりやすく伝わる事業を実施。
- ・主たる対象者に対して、その属性ごとに効果的な内容、手法とすること。

（2）対象者

●主たる対象者

中学生・高校生及びその保護者

（※）中学生・高校生及びその保護者が主たる対象者だが、指定保育士養成施設の学生や、保育関係業務に従事しようとする者など、広く一般の方の参加も可とする。

（3）事業の周知方法及びイベント開催の場合は参加者の人数、募集及びその確保

①事業に係る周知方法

事業を多くの人に周知し、効果を上げる方法を記載すること

②実施する事業がイベント開催等の場合は以下を記載すること

●参加者の人数

目標とする人数を具体的に記載

ただし、実施事業で集合形式とオンライン形式を併用する場合は、会場とオンラインのそれぞれの目標人数を記載すること

●募集及び参加者の確保

県内の中学校及び高等学校（合計 160 校程度）の生徒に対して参加者を募集するチラシの作成や SNS やウェブメディアなど、複数の広告媒体を組み合わせる効果的に募集を行うなど、参加者を確保するよう努めること。

参加申込の開始から参加申込の締切までは十分な期間を設定するものとし、スケジュールに記載すること

（４）事業の実施効果を上げる工夫及び評価方法

- ・事業の実施効果を上げる工夫
- ・事業実施の効果が図れる評価方法の実施のアンケートを実施する場合はアンケートの項目と実施方法

5 受託にあたっての留意事項

- （１）委託業務の実施にあたっては、労働基準法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。
- （２）感染症対策を必要に応じて講じること。
- （３）個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報特記事項」を遵守すること。
- （４）事業実施により得た情報（個人情報含む）等については、すべて山形県に帰属するものとする。
- （５）本業務で使用する画像・映像等の著作権及び肖像権など権利関係の処理及び調整は本業務の受注者が行うこと。
- （６）本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- （７）本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- （８）委託業務の実施にあたっては、県と打合せしながら進めること。
- （９）本事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して委託事業の収入及び支出を記載し、委託料の使途を明らかにしておくこと。
- （１０）本委託事業の一部を第三者に委託する場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。
- （１１）委託業務に係る関係書類は委託事業終了後 5 年間保存すること。
- （１２）当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。